



**Q** 毎年会社が国に納める「労働保険料」について、金付は、事業主が金融機



**A** 労働保険料などの口座振替納融機関から口座振替を利用して納付できると聞いたのですが、どのような手続きが必要か教えてください。またメリットはありますか。

## 労働保険料の納付は口座振替が便利

関の窓口に向くこと以降も継続して口座振替が利用できる制度が利用できることでのことです。口座を開く。また、通常の納付期所定の申込用紙を提出限が延長され最大約2することです。手続きでき力月間のゆとりができます(※一部の金融機関は、第1期の場合、関では取り扱いきません)。申込用紙は、7月11日が9月6日に厚生労働省ホームページ( <http://www.mhlw.go.jp/bunyu> )に提出してください。口座振替納付のメリットは、毎回窓口まで納めに行く手間が省けるほか、締め切りの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度(納期)に提出していただく。締め切りの日は8月15日、第3期は10月11日です。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話 0857-29-1702